

日本遺産大使について

著名人を「日本遺産大使」に任命することにより、文化庁が日本遺産を国内外に広く広報するにあたって協力いただき、日本遺産を浸透させるものである。

1. 活動内容

- 文化庁が行う「日本遺産」の広報媒体への出演
- 「日本遺産」の各種イベント等への参加
- 既存の番組出演時における「日本遺産大使」の告知
- 自身のブログ、HP、SNS等における「日本遺産大使」の告知
- ユニフォームへの日本遺産のロゴ、服への日本遺産バッジ等の着用
(上記の内、就任者が対応可能な活動を行う。)

2. 活動期間

令和2年2月13日～令和3年3月31日